

尾三消防組合・豊明市・長久手市広域消防運営計画

平成 29 年 10 月 20 日

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会

はじめに

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を的確に行うことを任務としています。

近年、消防を取り巻く環境は、火災、地震、豪雨やテロ災害等、複合化・大規模化する災害への対応や住民ニーズの多様化・高度化など、大きく変化しています。消防は、これらの災害や要望等に的確に対応しその責務を全うする必要があります。

こうした状況の中、国では、市町村の消防体制の広域化推進のため、平成18年6月に消防組織法を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。これを受け、愛知県では、平成20年3月に県内における広域化の推進を図ることを目的とした「愛知県消防広域化推進計画」が策定され、消防広域化の対象となる市町村の組合せ（名古屋市、豊田市、衣浦広域連合を除く。）8圏域や広域化を推進するために必要な措置などが定められています。

この尾張東部地区では、この推進計画を受け平成20年8月に4市3町5消防本部で「尾張東部広域化研究会」を設置し、平成22年度までの3年間に渡り調査研究を重ねましたが、抽出された課題等を解決する機運の高まりがなければ、調査研究を継続しても大きな変化は得られないと判断し、一旦終息しています。

しかしながら、尾三消防組合（日進市、みよし市及び東郷町）、豊明市及び長久手市は、都市機能の充実による人口増と高齢化という相対する社会構造の変化への対応や、地球環境の変化による大規模な気象災害への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードでの災害発生リスクの高まりを勘案した結果、広域的な消防力の強化が急務と考え、平成28年4月12日に「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会」を設置し、消防組織法第34条第1項に規定する広域消防運営計画の策定に向けた協議を開始いたしました。

この「尾三消防組合・豊明市・長久手市広域消防運営計画」は、4市1町の合意のもとに策定しているものであり、広域化後の消防の円滑な

運営を確保するための基本的な計画として位置付けられるものです。

今後は、平成30年4月1日の広域化実現までの間に、4市1町の住民に対する充実した消防サービスの提供や、各市町の消防団、防災部局との強固な連携を確立し、広域化後も各市町の長が事務の管理及び執行に必要な消防力の整備計画策定について、参画できる体制を整えるとともに、4市1町の消防責任を果たしてまいります。

平成29年10月20日

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会

目次

第 1 章	現況	1
第 1 節	構成市町	1
1	構成 4 市 1 町の概要	1
2	構成消防本部の概要	2
第 2 章	検討の背景	5
第 1 節	4 市 1 町の消防の現状	5
1	人口の推移と高齢化	5
2	消防活動内容	6
3	消防経費の状況	8
第 2 節	検討の背景	8
第 3 章	消防広域化の効果	10
第 1 節	災害発生時における初動体制、増援体制の強化	10
第 2 節	現状の消防力のまま広域化した場合の運用効果	11
1	消防車（ポンプ車）の運用効果	11
2	救急車の運用効果	15
3	はしご車の運用効果	18
4	救助工作車の運用効果	19
第 3 節	効果のまとめ	20
1	現状の消防本部別での運用効果	20
2	現状のまま広域化した場合の運用効果	21
第 4 節	消防広域化によって期待されるメリット	21
1	住民サービスの向上	21
2	人員配置の効率化と充実	22

3	消防体制の基盤の強化	22
4	今後の消防体制の整備方策	23
第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項 25		
第1 基本的事項 25		
1	広域化の方式	25
2	共同処理事務	25
3	広域化のスケジュール	25
4	組合・消防本部の名称	26
第2 組織 27		
1	消防本部の位置	27
2	消防本部・消防署の組織	27
3	消防本部の権限	30
4	部隊運用等	30
5	指令センター運用	31
6	署所配置	31
7	消防署等の名称	32
8	消防署所の管轄区域	32
9	勤務形態及び勤務時間	32
10	職員定数	33
11	採用計画	33
12	職員配置	34
13	議員定数	34
14	議員選挙方法	34
15	議会運営	34
16	監査委員	35
17	公平委員会	35
第3 人事管理等 36		
1	任用	36

2	給料	36
3	諸手当等	36
4	職名及び階級	37
5	教育訓練・研修等	38
6	貸与物品	38
第4	施設整備	39
1	消防力整備計画	39
2	通信施設	39
3	消防水利	39
4	電算システム	39
第5	財政・財産	40
1	経費の負担方法	40
2	財産の取扱い	40
3	債務の取扱い	40
第6	消防団との連携確保	41
1	消防団との協力体制	41
2	消防団との災害時の連携	41
第7	防災・国民保護部局との連携確保	42
1	災害対策本部との連携	42
2	防災部局との連携	42
第8	消防協力団体との連携確保	43
第9	補助金・交付金等	44
	消防広域化の検討体制と経過	45
第1	検討体制	45
第2	経過	46

第1章 現況

第1 構成市町

1 構成4市1町の概要

市町名 市章・町章	人口 世帯数 面積 (平成29年4月1日)	市町の概要
豊明市 	○ 68,802 人 ○ 29,240 世帯 ○ 23.22 km ²	豊明市は、愛知県の中央よりやや西部に位置しています。市の中央部を名古屋鉄道名古屋本線が走り、車でのアクセスは、国道1号、23号、伊勢湾岸自動車道「豊明IC」など、交通の便に恵まれています。市中心部、南部は商工業施設が多く、北部は今なお自然を残しています。
日進市 	○ 89,202 人 ○ 35,692 世帯 ○ 34.91 km ²	日進市は、尾張地方の東端に位置しており、多くの大学や高校が存在する学園都市です。名古屋市営地下鉄鶴舞線、名鉄豊田線の開通により名古屋市、豊田市へのアクセスが便利になったことで急速に都市化が進み、市制後20年間で57%という全国トップクラスの人口増加率を誇っています。
みよし市 	○ 60,860 人 ○ 23,541 世帯 ○ 32.19 km ²	みよし市は、愛知県のほぼ中央に位置し、市の北部には、名鉄豊田線が走り、また、東名高速道路「東名三好IC」と、交通の玄関口となっています。その交通の利便性からトヨタ自動車及び自動車関連産業を中心に数多くの工場が立地し、豊かな自然環境と活気あふれる産業、香り高い文化の調和したまちです。
長久手市 	○ 56,627 人 ○ 22,978 世帯 ○ 21.55 km ²	長久手市は、愛知県の中央よりやや西部に位置し、市の中央部を東部丘陵線(リニモ)、西は地下鉄藤が丘駅、東は愛知環状鉄道八草駅と接続しています。名古屋市に隣接した市西部は住宅地、南部には大型商業施設が多く存在し、近年、急激に都市化が進んでいます。
東郷町 	○ 43,280 人 ○ 16,935 世帯 ○ 18.03 km ²	東郷町は、尾張地方の東端に位置し、名古屋市と豊田市のベッドタウンとして人口が急増し、現在も伸びています。市街化の進展に伴い緑が減少してきましたが、集約型都市構造への転換を進めるなど、良好な水辺と農地、樹林地といった豊かな自然環境を残す、快適でうるおいのあるまちです。

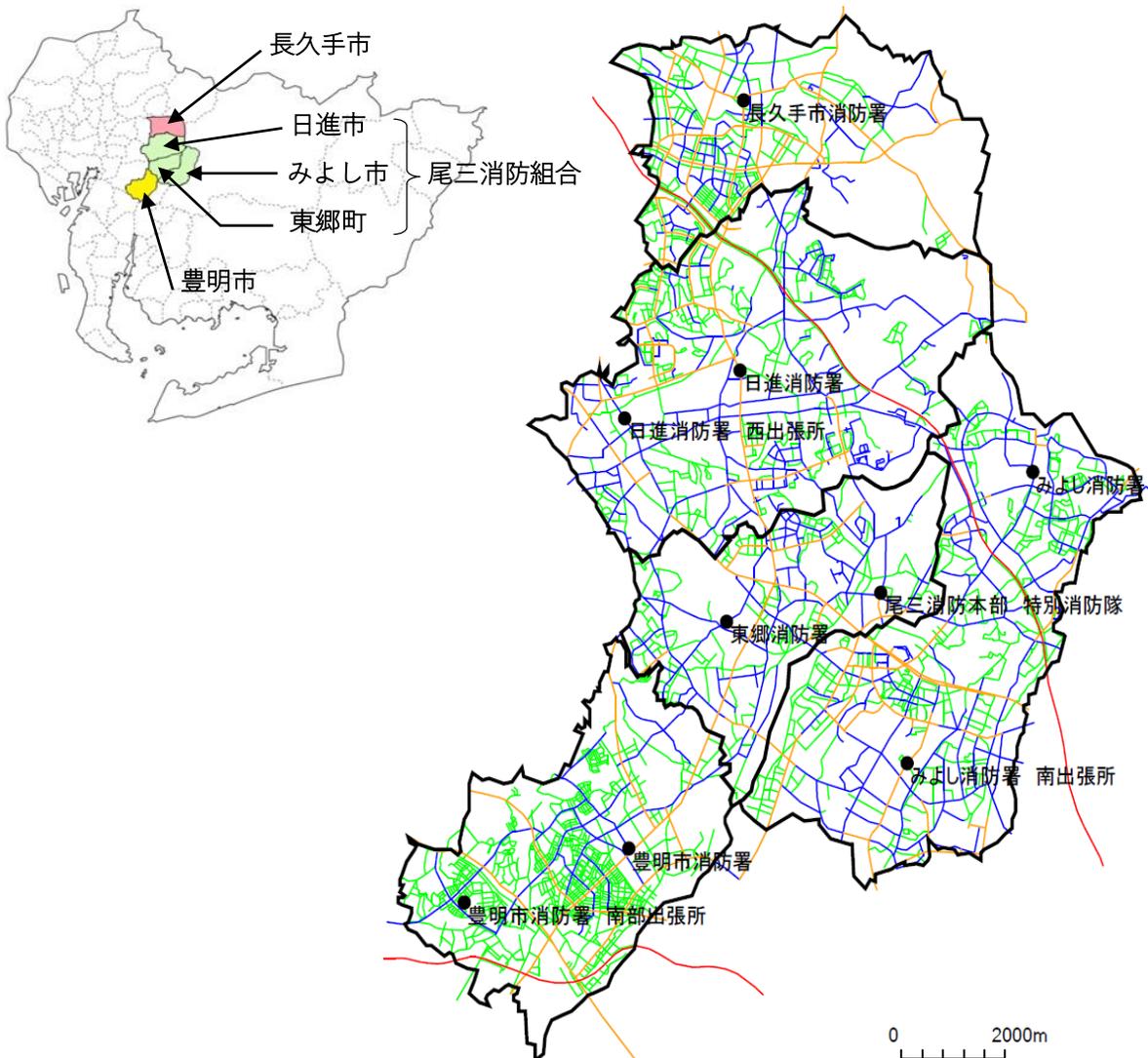
2 構成消防本部の概要

(1) 消防本部の概要

平成29年4月1日現在

	尾三 消防本部	豊明市 消防本部	長久手市 消防本部	合計
事務処理 方式	一部事務組合 (日進市、みよし市 東郷町)	単独	単独	4市1町
管内人口	193,342人	68,802人	56,627人	318,771人
管内面積	85.13km ²	23.22km ²	21.55km ²	129.90km ²
職員数	199人	74人	67人	340人
消防本部	1	1	1	3
消防署	3	1	1	5
出張所	2	1		3

図1-1 消防署所等の位置



(2) 消防署所の位置・名称

平成29年4月1日現在

本部名	本部・署所	位置
尾三消防本部 (日進市・みよし市 東郷町)	消防本部・特別消防隊	愛知県東郷町大字諸輪字曙 18 番地
	日進消防署	日進市本郷町宮下 3 番地
	西出張所	日進市浅田町西浦 15 番地
	みよし消防署	みよし市福谷町才戸 50 番地
	南出張所	みよし市明知町西ノ口 59 番地の 17
	東郷消防署	愛知県東郷町大字春木字榊池 16 番地
豊明市消防本部	消防本部・豊明市消防署	豊明市沓掛町宿 234 番地
	南部出張所	豊明市新栄町三丁目 376 番地 2
長久手市消防本部	消防本部・長久手市消防署	長久手市岩作長池 51 番地

(3) 消防車両の保有状況

平成29年4月1日現在

署所	車両	タンク車	救助工作車	はしご車	化学車	水槽車	指揮車	救急車
		ポンプ車						
尾三消防本部	特別消防隊		1		1		1	2
	日進消防署	2		1		1		1
	西出張所	1						1
	みよし消防署	2		1		1		1
	南出張所	1						1
	東郷消防署	2		1			1	1
豊明市消防本部	豊明市消防署	3	1	1	1	1	1	2
	南部出張所	1						1
長久手市消防本部	長久手市消防署	3	1	1		1	1	3
合計		15	3	5	2	5	3	13

		上記以外の車両 (緊急車両のみ)
尾三消防本部	特別消防隊	資機材搬送車(重機)1 資機材搬送車1 消防二輪車2 予防査察車1 消防連絡車1 人員搬送車1
	日進消防署	指令車1 予防査察車1
	西出張所	指令車1
	みよし消防署	指令車1 予防査察車1
	南出張所	指令車1
	東郷消防署	指令車1 予防査察車1
豊明市消防本部	豊明市消防署	高所作業車1 支援車1 火災調査車1 資機材搬送車2 広報車2
	南部出張所	広報車1
長久手市消防本部	長久手市消防署	査察車1 広報車2 連絡車1

(4) 消防職員の配置状況

平成29年4月1日現在

所 属 等		配置人数		
尾三消防組合 (199)	消防組合 (3)	議会事務部局書記長（日進市派遣）	1	
		会計管理者（東郷町派遣）	1	
		出 納 室	1	
	消防本部 (67)	消 防 長	1	
		参 事（みよし市派遣）	1	
		次 長	3	
		総 務 課（市町人事交流7名除く。）	10	
		消 防 課	6	
		予 防 課（交替制勤務3名含む。）	5	
		指 令 課	10	
		特別消防隊	31	
	消防署 (129)	日進消防署	35	
		西出張所	13	
		みよし消防署	34	
		南出張所	13	
東郷消防署		34		
豊明市 (74)	消防本部 (19)	消防長	1	
		消防総務課	庶務(尾三交流2名除く。)	6
			予防指導室	5
			情報指令室	5
			消防広域化推進室	2
	消防署 (55)	消防署	42	
		南部出張所	13	
長久手市 (67)	消防本部 (15)	消防長	1	
		消防次長兼消防署長	1	
		総務課(出向者1名除く。)	7	
		予防課	6	
	消防署 (52)	消防署	52	
3 消防本部合計		340		

第2章 検討の背景

第1 4市1町の消防の現状

1 人口の推移と高齢化

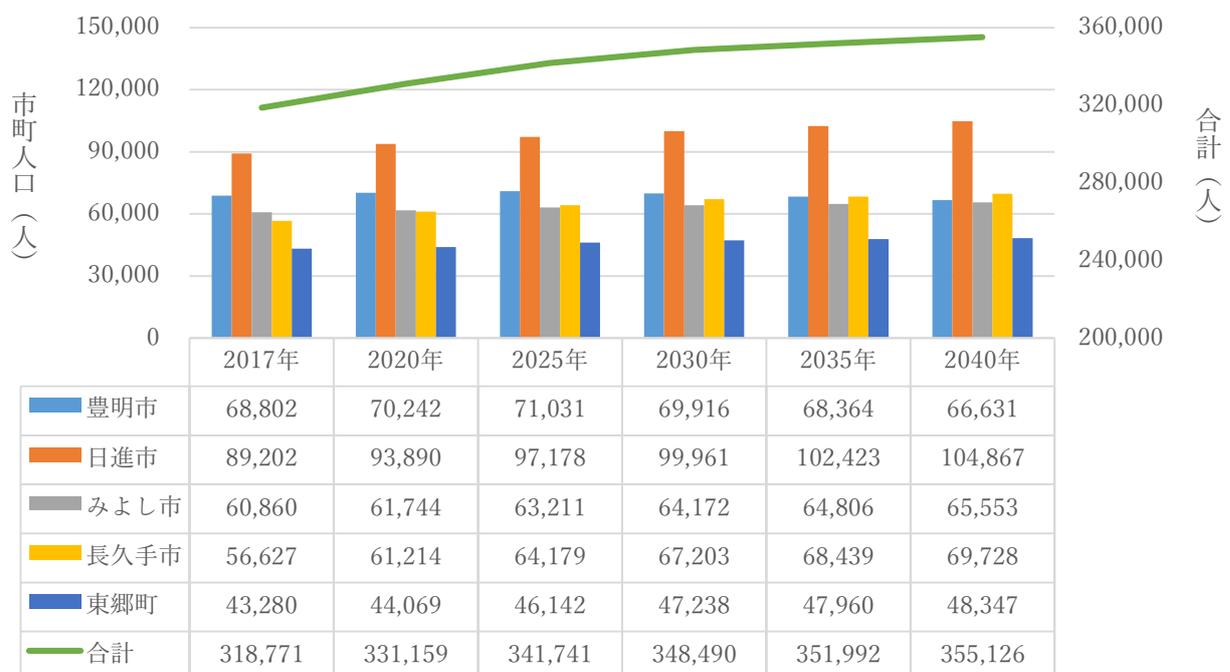
日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じ、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられています。

しかしながら、当地域における2040年までの将来人口推計では、日進市、みよし市、東郷町及び長久手市は、一貫して増加する傾向にあり、豊明市は2030年以降、僅かに減少していく傾向にあるものの、全体としては増加すると予測されています。また、高齢者人口も2040年まで増加し続け、高齢化率は4市1町の平均で27.1%に達するとの将来予測が出ています。

このことから、当地域は、人口増加と高齢化の進行に伴って消防救急需要が高まるものと懸念されます。

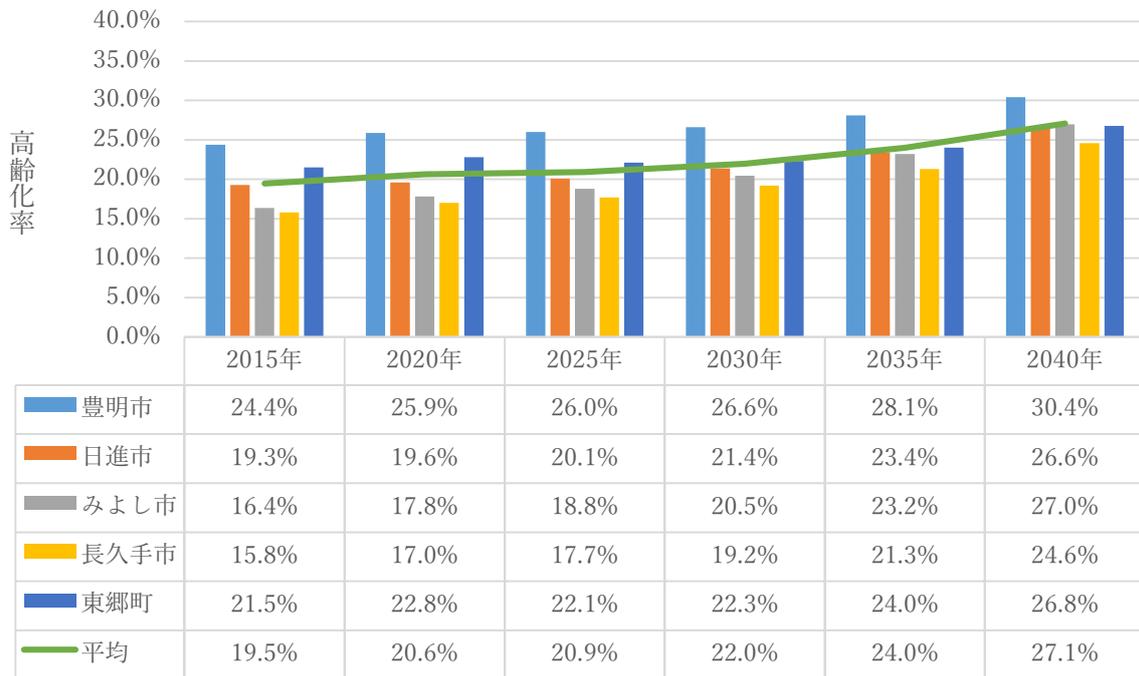
さらに、日進市、長久手市、東郷町では、大型商業店舗の建設や、大規模宅地開発など都市基盤拠点となる開発が進んでおり、将来に渡っての人口増加が想定されていることから、消防に対する需要も比例して増加するものと考えられます。

表2-1 将来人口推計（4市1町）



※各市町「人口ビジョン」推計値

表2-2 高齢化率の将来推計（4市1町）



※各市町「人口ビジョン」推計値

2 消防活動内容

人口増加と高齢化に加え、住環境を始めとする生活様式の変化や、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は変容を遂げており、消防の活動内容にもその影響が及んでいます。

当地域においても、救急活動の現場では、人口増加と高齢化による出動件数の増加のほか、救急救命士の処置拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになり、メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められるなど、業務量の増加のみならず、業務内容も極めて高度化しています。

火災及び救助活動は、出動件数に僅かな減少傾向が見受けられますが、平成23年3月に発生した東日本大震災への緊急消防援助隊の応援派遣等による活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化、大規模化、さらには大型商業施設の増加等により、これら施設の火災時等における消火及び救助活動については、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも対応し得る、高機能な車両を始めとする高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が必要と考えられます。

表2-3 火災出動件数

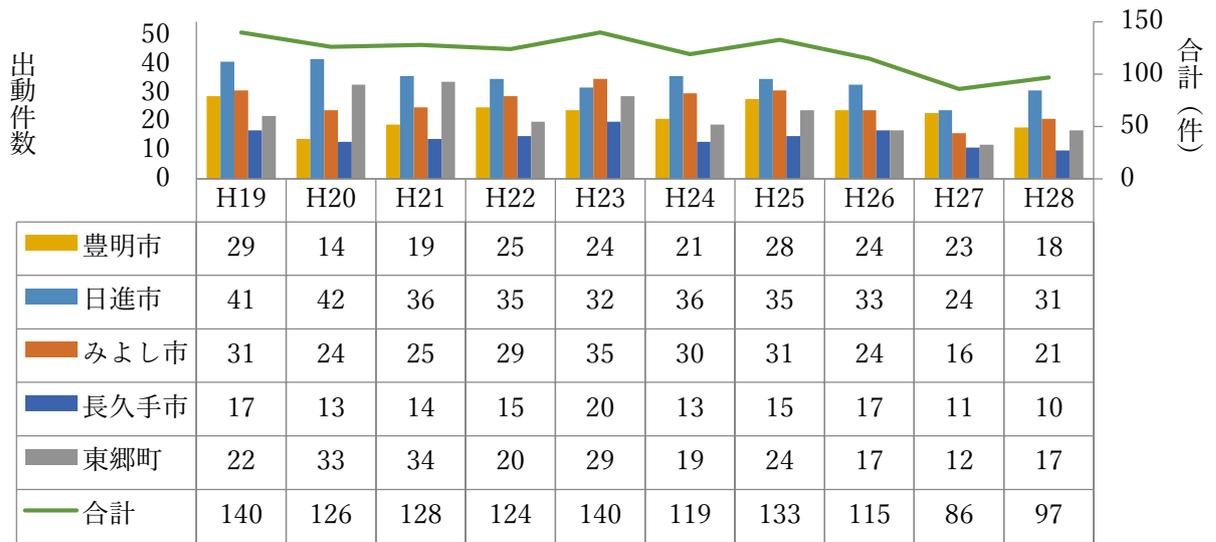


表2-4 救急出動件数

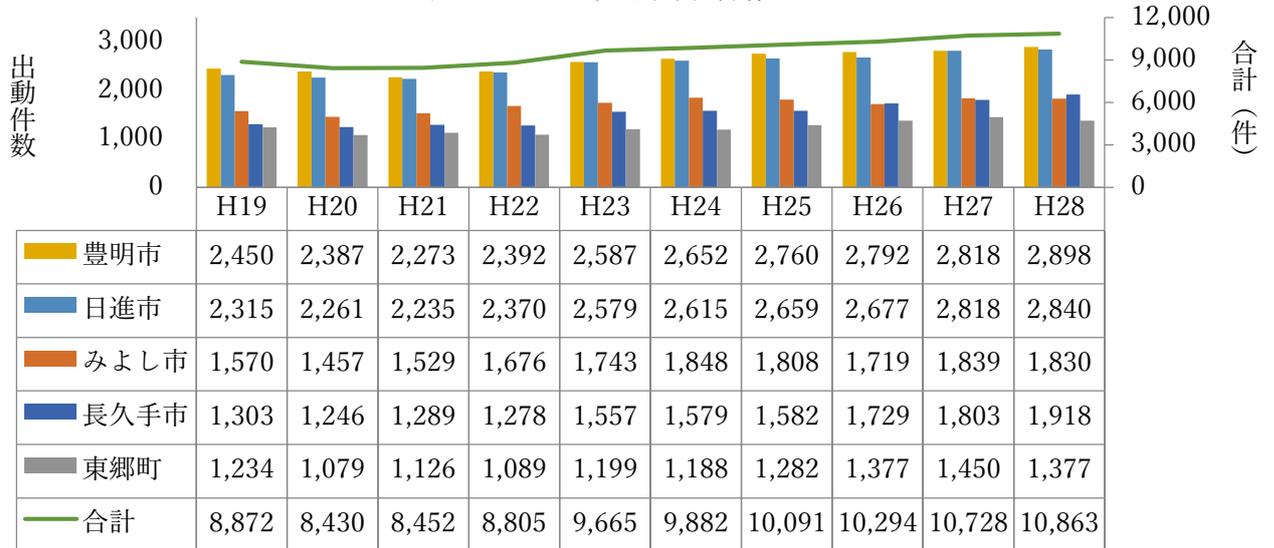
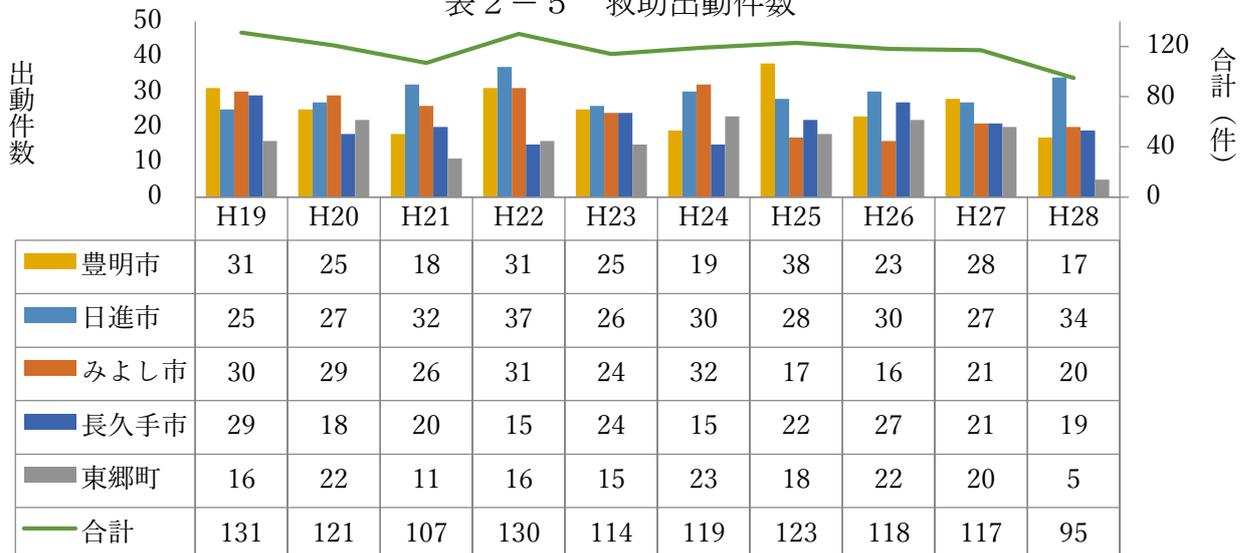


表2-5 救助出動件数



3 消防経費の状況

消防の経費の大半は人件費ですが、消防車、救急車といった車両や、それら車両に積載する装備等の消防資機材については、安定的な消防サービスの提供の面からも、更新年限を設定し、10年から20年に一度の割合で更新を図らなければなりません。特に、はしご車、救助工作車といった特殊車両は高額であり、その際の財政負担は大きいものとなります。

さらに、消防車両等を維持管理するための、法定点検等の費用はもとより、「消防用車両の安全基準」（平成19年3月 消防用車両の安全基準検討会策定）に基づく、はしご車のオーバーホール（購入後7年目、その後5年毎の分解整備）など、多額な整備・維持管理経費を要します。

これらは、住民の身体、生命及び財産を守るために必要な施設や装備であり消防力の整備指針に基づき、消防本部で整備に努めなければならない、その経費の負担が課題となります。

表2-6 消防費に係る基準財政需要額と決算額の推移 (単位：千円)

年度等 市町	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	基準財政 需要額	決算額	基準財政 需要額	決算額	基準財政 需要額	決算額	基準財政 需要額	決算額	基準財政 需要額	決算額
豊明市	869,249	833,271	897,534	653,457	903,186	627,302	895,853	760,901	893,615	652,354
日進市	1,024,391	877,816	1,059,498	969,098	1,068,008	914,992	1,108,880	925,899	1,108,462	915,411
みよし市	755,503	781,401	781,469	772,537	787,768	812,476	804,424	1,011,965	803,916	835,766
長久手市	706,234	689,521	730,061	696,226	736,579	648,608	796,582	642,789	796,650	703,709
東郷町	592,110	558,112	612,629	662,743	617,624	573,752	628,337	595,131	628,133	596,225

第2 検討の背景

近年の災害や事故は、複雑化及び大規模化の傾向にあり、このような災害等に迅速的確に対応するためには、従来の枠組みを超えた対応が望まれています。各消防機関においての、出動体制、設備資機材、専門職員の確保等には限界があるため、消防組織の規模拡大による様々なスケールメリットを活用した、即応体制の構築が求められている状況です。

この4市1町は、これまでも、それぞれの財政状況の中、事務事業の見直しなど経費節減に努めていますが、消防予算としての必要な事業費の確保において、厳しい状況が見受けられています。

しかし、各種災害に対応する消防力を維持するための施設・設備の更新事業に加え、火災予防対策や救急の高度化、応急手当の普及啓発などは、今後も重点事業として実施する必要がある、更に増大する消防行政課題に対応していくためには、より効率的な事業の実施方法を検討するとともに、4市1町による重複投資の回避や財政規模の拡大による効果を活かす方策を進めることが必要と考え、既存の資源を生かしながら、地域の実情に応じた取組みにも配慮するなかで、広域化による、消防・救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用することが課題解決を図る極めて有効であると判断し、検討を開始することとしました。

第3章 消防広域化の効果

第1 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

消防は、災害の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、その取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を担っています。

しかしながら、単独の消防本部においては、出動体制の確立、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況が見受けられることから、これを克服するために、消防広域化により、消防・救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

消防組織法第31条では、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされており、4市1町の消防広域化の目的は、4市1町の消防体制の一層の強化であり、消防力の強化、住民サービスの向上です。

現在、各消防本部における、当番人員による第1出動が可能な隊数は、尾三消防本部17隊、豊明市消防本部9隊、長久手市消防本部6隊となっており、広域化後は、合算により現場活動隊数が32隊となり、災害事案の発生状況にもよりますが、初動体制及び増援体制の強化が図られます。

上記を踏まえ、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会は、広域化協議にあたり、一般財団法人消防防災科学センターに依頼して「消防力適正配置等調査」を実施しました。

この調査は、各消防本部の管内における人口、道路、災害の発生状況等を基に、消防車両と救急車両の現場到着時間を対象として、現状の消防本部別の運用効果と、現状のまま広域化した場合の運用効果を比較し、消防広域化について、どの様な効果があるか整理・把握を行ったもので、調査結果の主な内容は、以下のとおりです。

第2 現状の消防力のまま広域化した場合の運用効果

1 消防車（ポンプ車）の運用効果

(1) 最先着 到着時間

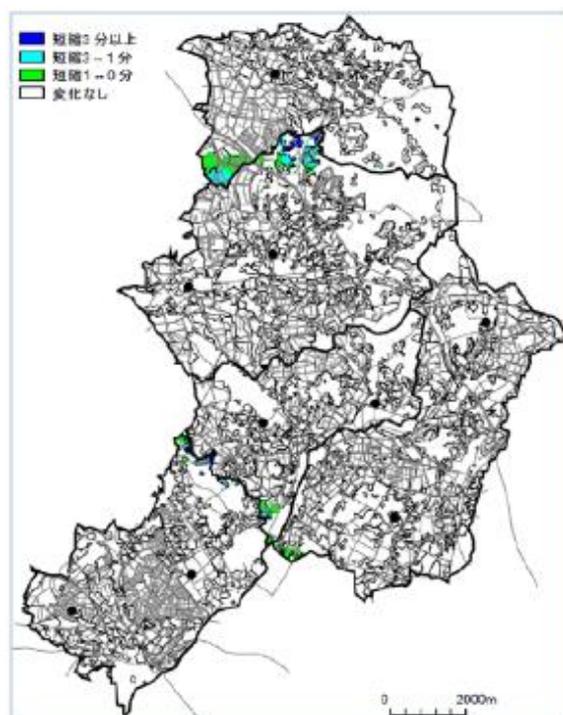
市町名称	火災件数 (H23~H27)	到着できる火災の割合（累積、%）					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	127	82 -	95 -	98 (1)	100 -	100 -	3.5 -
日進市	161	58 -	85 (1)	95 -	98 -	99 -	4.4 -
みよし市	136	73 -	95 -	99 -	100 -	100 -	3.8 -
長久手市	76	74 (1)	92 (2)	95 -	99 -	100 -	3.8 (-0.1)
東郷町	101	67 -	99 -	100 -	100 -	100 -	3.9 -
全 域	601	70 -	93 (1)	97 -	99 -	100 -	3.9 -

※（ ）内は現状との差を表す。累積比率0.5%、平均走行時間0.05分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(2) 最先着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果あり：北部地域（県道236号沿線）
日進市	効果あり：北部地域（東名高速道路北側）
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	効果あり：南西部地域（東名高速道路南側）
東郷町	効果あり：南東部地域（県道57号沿線）

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



最先着ポンプ車の走行時間の差分

(3) 第2着 到着時間

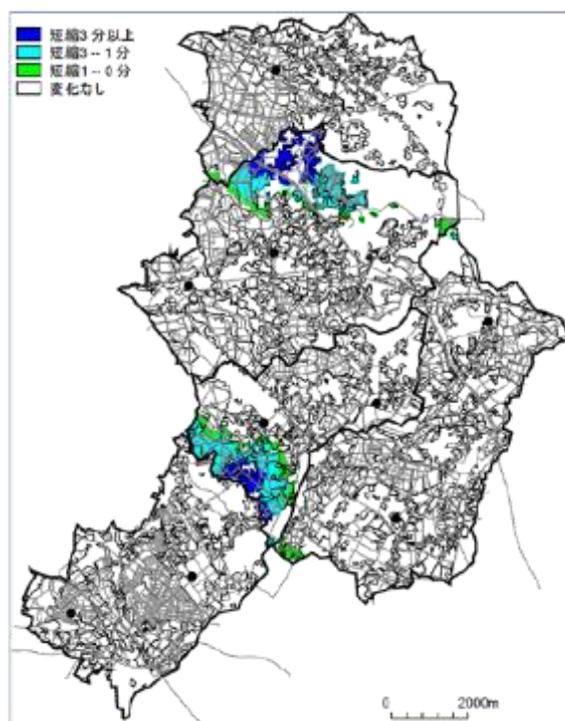
市町名称	火災件数 (H23~H27)	到着できる火災の割合 (累積. %)					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	127	47 -	62 -	73 -	95 (1)	100 -	5.4 -
日進市	161	9 (1)	44 (4)	77 (5)	95 (6)	97 (1)	6.6 (-0.3)
みよし市	136	12 -	38 -	52 -	74 -	95 -	7.7 -
長久手市	76	73 -	90 -	95 -	99 -	100 -	3.9 -
東郷町	101	2 -	48 (6)	76 (11)	100 (5)	100 -	6.4 (-0.5)
全 域	601	25 (1)	53 (2)	73 (4)	92 (3)	98 -	6.2 (-0.2)

※ () 内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(4) 第2着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	現状維持
日進市	効果大：北部地域及び 東名高速道路南側長久手市境界地域
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	現状維持
東郷町	効果大：東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



第2着ポンプ車の走行時間の差分

(5) 第3着 到着時間

市町名称	火災件数 (H23～H27)	到着できる火災の割合 (累積. %)					平均走行 時間(分)
		6分以内	7.5分以内	9分以内	12分以内	16分以内	
豊明市	127	16 -	50 (3)	83 (6)	100 (1)	100 -	7.6 (-0.2)
日進市	161	4 (3)	28 (12)	68 (28)	96 (24)	100 (1)	8.5 (-1.8)
みよし市	136	0 -	13 -	37 (1)	70 -	100 -	10.4 -
長久手市	76	15 (*)	42 (*)	64 (*)	93 (*)	100 (*)	8.4 (*)
東郷町	101	12 (5)	58 (13)	89 (22)	100 -	100 -	7.4 (-0.8)
全 域	601	8 (*)	36 (*)	67 (*)	91 (*)	100 (*)	8.5 (*)

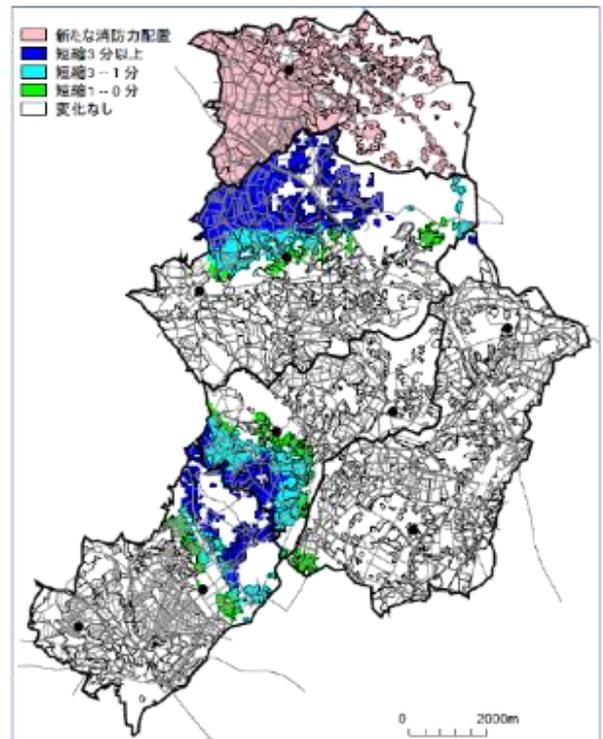
※ () 内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

※ 現状体制(単独)では、長久手市の第3着ポンプ車の運用がないため、長久手市及び全域の差分比較は行わない(*)。

(6) 第3着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果大：豊明市消防署以北地域
日進市	効果大：日進消防署及び西出張所以北地域
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	効果大：市内全域、新たな消防力
東郷町	効果大：東郷消防署周辺及び東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



第3着ポンプ車の走行時間の差分

(7) 第4着 到着時間

市町名称	火災件数 (H23～H27)	到着できる火災の割合 (累積. %)					平均走行 時間(分)
		8分以内	10分以内	12分以内	14分以内	16分以内	
豊明市	127	0 (*)	5 (*)	40 (*)	62 (*)	76 (*)	13.4 (*)
日進市	161	22 (13)	58 (30)	86 (39)	96 (26)	98 (4)	9.8 (-2.3)
みよし市	136	1 (1)	20 (5)	52 (8)	67 (4)	89 -	12.4 (-0.4)
長久手市	76	6 (*)	33 (*)	70 (*)	88 (*)	94 (*)	11.3 (*)
東郷町	101	20 (8)	81 (23)	100 (6)	100 -	100 -	9.1 (-0.7)
全 域	601	10 (*)	39 (*)	69 (*)	82 (*)	91 (*)	11.2 (*)

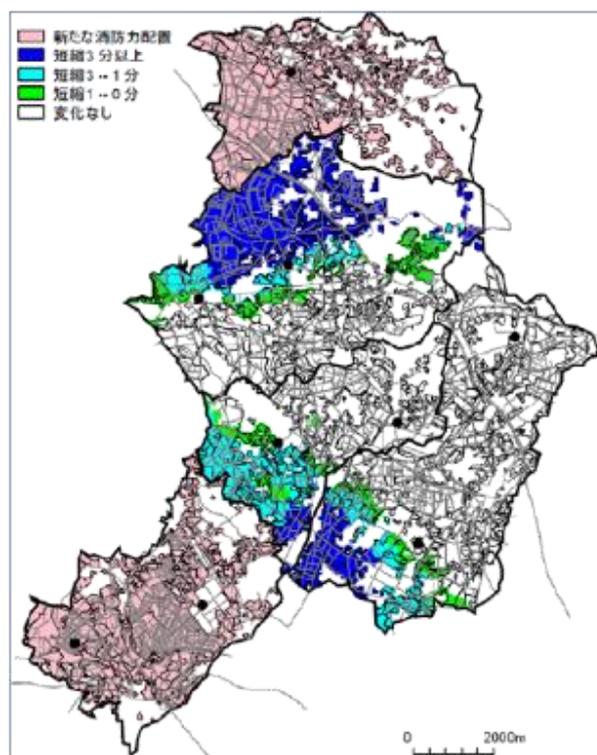
※ () 内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

※現状体制(単独)では、豊明市及び長久手市の第4着ポンプ車の運用がないため、豊明市、長久手市及び全域の差分比較は行わない(*)。

(8) 第4着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果大：市内全域、新たな消防力
日進市	効果大：日進消防署及び西出張所以北地域、東名高速以東地域
みよし市	効果大：南出張所以南地域
長久手市	効果大：市内全域、新たな消防力
東郷町	効果大：東郷消防署周辺及び東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



第4着ポンプ車の走行時間の差分

2 救急車の運用効果

(1) 最先着 到着時間

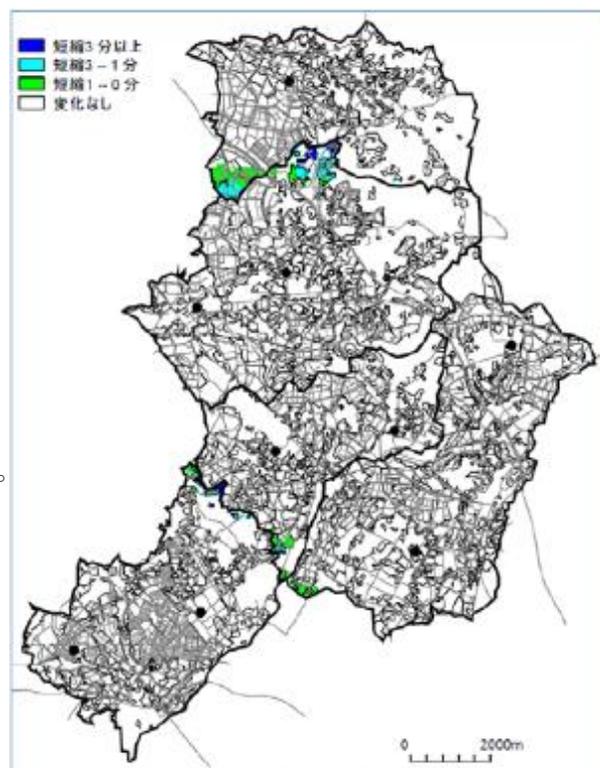
市町名称	救急件数 (H25～H27)	到着できる救急事案の割合（累積、%）					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	8,320	78 -	96 -	99 -	100 -	100 -	3.5 -
日進市	8,154	62 -	87 (1)	95 -	98 -	99 -	4.3 -
みよし市	5,366	77 -	94 -	99 -	100 -	100 -	3.7 -
長久手市	5,082	77 (1)	93 (4)	96 -	99 -	100 -	3.7 (-0.1)
東郷町	4,109	69 -	99 (1)	100 -	100 -	100 -	3.9 -
全 域	31,031	72 -	93 (1)	98 (1)	99 -	100 -	3.8 -

※（ ）内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(2) 最先着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果あり：北部地域（県道 236 号沿線）
日進市	効果あり：北部地域（東名高速道路北側）
みよし市	効果あり：南西部市境地域
長久手市	効果あり：南西部地域（東名高速道路南側）
東郷町	効果あり：南東部地域（県道 57 号沿線）

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



最先着救急車の走行時間の差分

(3) 第2着 到着時間

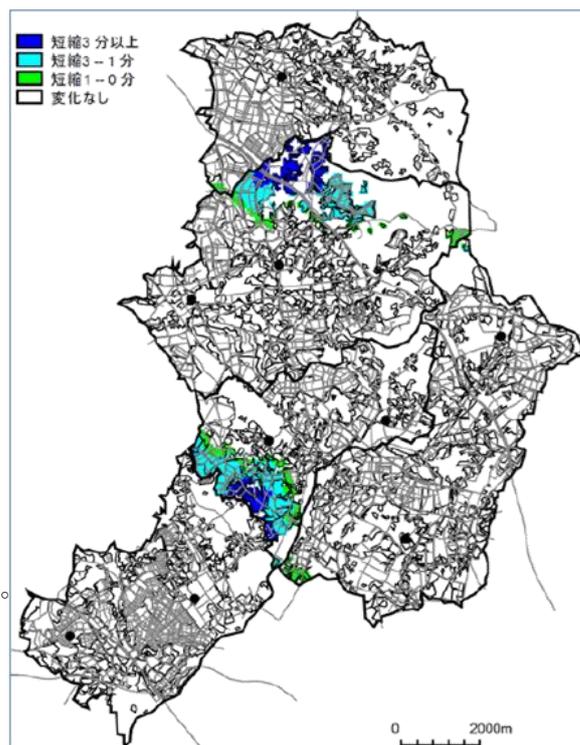
市町名称	救急件数 (H25~H27)	到着できる救急事案の割合 (累積. %)					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	8,320	46 -	64 -	76 -	94 -	100 -	5.4 -
日進市	8,154	9 (1)	42 (5)	78 (6)	95 (6)	97 (1)	6.6 (-0.3)
みよし市	5,366	13 -	40 -	56 -	81 -	93 -	7.4 -
長久手市	5,082	76 -	89 -	96 -	99 -	100 -	3.8 -
東郷町	4,109	2 -	44 (8)	76 (15)	100 (4)	100 -	6.5 (-0.5)
全 域	31,031	29 -	56 (3)	76 (3)	94 (2)	98 -	5.9 (-0.2)

※ () 内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(4) 第2着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	現状維持
日進市	効果大：北部地域及び 東名高速道路南側長久手市境界地域
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	現状維持
東郷町	効果大：東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



第2着救急車の走行時間の差分

(5) 第3着 到着時間

市町名称	救急件数 (H25～H27)	到着できる救急事案の割合 (累積, %)					平均走行 時間(分)
		6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	15分以内	
豊明市	8,320	18 -	53 (3)	93 (6)	100 (2)	100 -	7.5 (-0.3)
日進市	8,154	5 (4)	30 (13)	85 (32)	96 (22)	98 (2)	8.5 (-1.7)
みよし市	5,366	0 -	18 -	54 -	76 -	98 -	10.0 -
長久手市	5,082	12 -	38 -	76 -	94 -	100 -	8.5 -
東郷町	4,109	13 (7)	55 (17)	98 (16)	100 -	100 -	7.4 (-0.9)
全 域	31,031	10 (*)	39 (*)	82 (*)	94 (*)	99 (*)	8.3 (*)

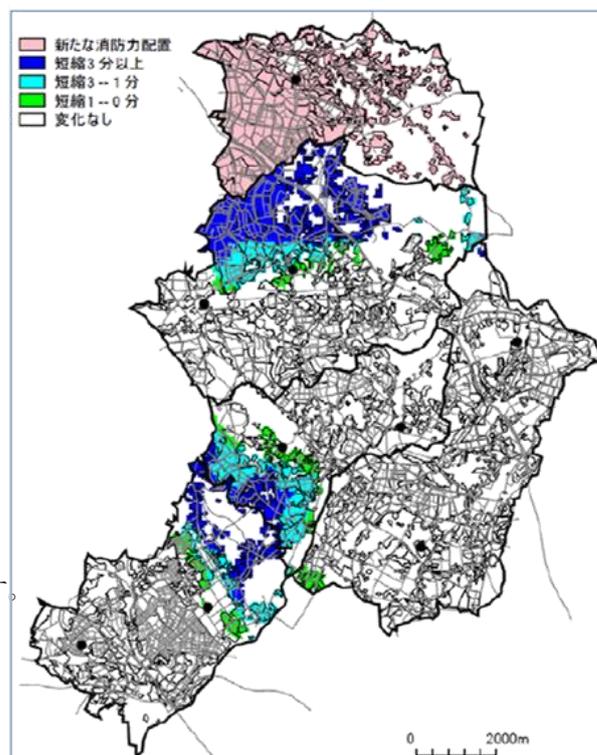
※ () 内は現状との差を表す。累積比率 0.5%、平均走行時間 0.05 分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

※現状体制(単独)では、長久手市の第3着救急車の運用がないため、長久手市及び全域の差分比較は行わない(*)。

(6) 第3着 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果大：豊明市消防署以北地域
日進市	効果大：日進消防署及び西出張所以北地域
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	効果大：市内全域、新たな消防力
東郷町	効果大：東郷消防署周辺及び東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



第3着救急車の走行時間の差分

3 はしご車の運用効果

(1) 到着時間

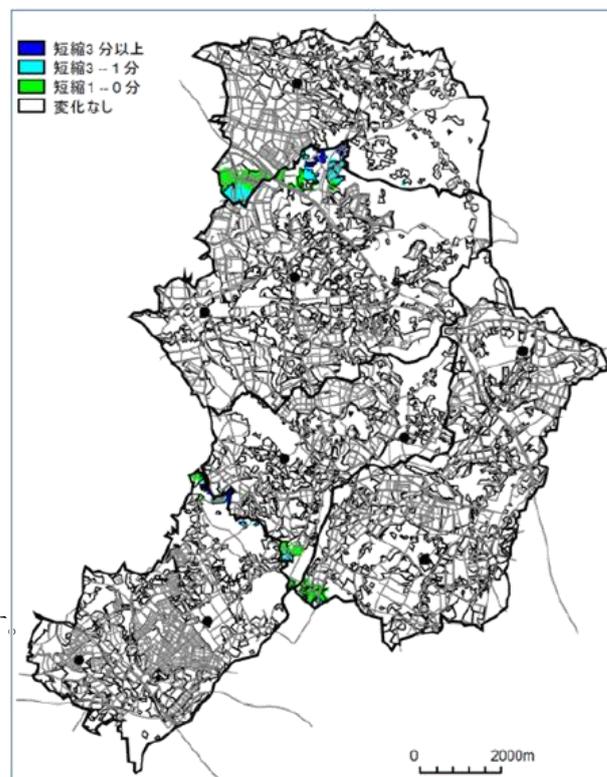
市町名称	中高層建物棟数	到着できる事案の割合（累積、%）					平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	679	54 -	69 -	77 -	96 -	100 -	5.1 -
日進市	797	36 (1)	63 (2)	83 (1)	95 -	98 -	5.6 (-0.1)
みよし市	456	32 -	44 -	62 -	88 -	96 -	6.4 -
長久手市	693	82 (1)	96 (2)	98 -	100 -	100 -	3.6 -
東郷町	251	48 -	87 -	96 (1)	100 -	100 -	4.6 (-0.1)
全 域	2,876	52 (1)	71 (1)	83 -	96 -	99 -	5.0 (-0.1)

※（ ）内は現状との差を表す。累積比率0.5%、平均走行時間0.05分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(2) 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	効果あり：北部地域（県道236号沿線）
日進市	効果あり：北部地域（東名高速道路北側）
みよし市	効果あり：南西部市境地域
長久手市	効果あり：南西部地域（東名高速道路南側）
東郷町	効果あり：南東部町境界地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



はしご車の走行時間の差分

4 救助工作車の運用効果

(1) 到着時間

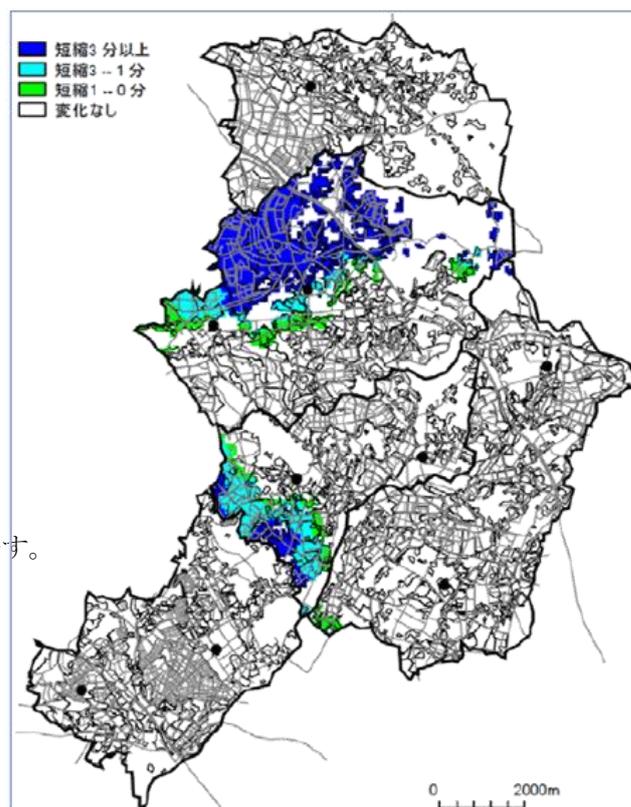
市町名称	救助件数	到着できる事案の割合（累積. %）					平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	133	53 -	77 -	87 -	99 -	100 -	4.6 -
日進市	141	0 -	2 (2)	21 (11)	67 (30)	87 (25)	9.3 (-1.8)
みよし市	110	33 -	59 -	72 -	87 -	96 -	6.2 -
長久手市	109	74 -	89 -	93 -	100 -	100 -	3.7 -
東郷町	98	30 -	64 (7)	82 (12)	97 (9)	100 -	5.4 (-0.5)
全域	591	37 -	55 (1)	69 (5)	89 (9)	96 (6)	6.0 (-0.5)

※（ ）内は現状との差を表す。累積比率0.5%、平均走行時間0.05分より小さな変化は、変化なし「-」とした。

(2) 運用効果の状況と地域等

市町名称	運用効果の状況と地域等
豊明市	現状維持
日進市	効果大：北部及び東名高速道路南側 長久手市境界地域
みよし市	効果あり：南西部市境界地域
長久手市	現状維持
東郷町	効果大：東郷消防署以南地域

※広域化により走行時間が短縮できる地域を表す。



救助工作車の走行時間の差分

第3 効果のまとめ

1 現状の消防本部別での運用効果

本調査では、消防署所と消防車両を対象として、現状の消防本部別での運用効果、現状のまま広域化した場合の運用効果を算定、比較し、現在検討を進める広域化についてどのような効果があるか整理、把握を行いました。

尾三消防組合、豊明市及び長久手市の各消防本部の管内は、近年、都市型住宅の増加、大規模商業施設の誘致などの都市基盤構造の変化による人口増加と、高齢化率の高まりといった両面をもっており、消防需要は今後益々高まると考えられることから、消防力の連携強化は重要な課題です。

現在、各消防本部の消防力の体制は表3-1のようになっています。3消防本部における現状の消防力の運用効果は、消防力の整備指針（消防庁告示）において最先着隊の消防車の走行限界時間が4.5分（出動～放水開始6.5分／うち放水準備時間2分）とされていることを考慮すると、概ね良好であると言えます。ただし、隣接する市町にある署所が最も近くなる地区があり、その地域の一部は、近年の人口増加によって形成された地区です。また、長久手市消防本部及び豊明市消防本部は、尾三消防本部と比較すると第1出動車両数が少ないため、現有の消防力では対応できない規模の災害に対して、隣接消防本部への応援要請が必要となり、現場到着時間が大幅に遅れる懸念があります。さらに、長久手市消防本部では、化学車が配置されていないことから、より効率・効果的な消防力の運用が求められています。

広域化の効果として、まずこれらの課題の解決があげられます。

表3-1 現状の消防力体制

消防本部	消防署所	消防車両
尾三消防本部	特別消防隊	ポンプ1（化学兼用）、救急1、救助1
	日進消防署	ポンプ1、救急1、はしご1
	西出張所	ポンプ1、救急1
	みよし消防署	ポンプ1、救急1、はしご1
	南出張所	ポンプ1、救急1
	東郷消防署	ポンプ1、救急1、はしご1
豊明市消防本部	豊明市消防署	ポンプ2、救急2、はしご1、救助1、化学1
	南部出張所	ポンプ1、救急1
長久手市消防本部	長久手市消防署	ポンプ2、救急2、はしご1、救助1

2 現状のまま広域化した場合の運用効果

現状の消防力を維持して広域化した場合の効果は、表3-2のとおりで、市町によって程度は異なるものの、第3、4着ポンプ車や救急車、救助工作車、化学車の運用効果の向上が見られます。特に、長久手市の第3、4着ポンプ車、第3着救急車、化学車と、豊明市の第4着ポンプ車は、これまで消防力が配置されていなかったことから、運用効果の大きな向上が確認できました。

表3-2 広域化に伴う消防力の運用効果まとめ

走行時間の算定結果から明らかとなった効果	<ul style="list-style-type: none"> ・境界付近及び道路条件有利地域※ ・初動体制及び増援体制の強化（豊明市、長久手市は新たな消防力を入手、日進市、みよし市及び東郷町については、増援体制の強化）
期待される運用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急活動の充実（直近の救急隊、消防隊によるペア編成） ・同時多発、第2次、第3次災害への対応力強化（救急車台数の増強により、災害対応力強化） ・危険物災害事案における化学車の増強 ・救助事案における救助工作車の増強 ・はしご車定期点検（5年又は7年に1回オーバーホール）、車検、点検整備等における補完車両の確保

※時速40kmで走行できる道路を走行経路として使用できる地域

第4 消防広域化によって期待されるメリット

3消防本部が、現状の署所、車両配置のまま広域化した場合に得られる運用効果をもとに、消防広域化によって期待されるメリットを、総務省消防庁が示す「住民サービスの向上」「人員配置の効率化と充実」「消防体制の基盤の強化」の3項目で整理すると次のとおりとなります。

1 住民サービスの向上

(1) 現場到着時間の短縮

4市1町の境界を越えて車両が出場できるようになるため、市町境界付近及び道路条件有利地域においては、現状体制と比べ、各消防車両の運用効果が向上することによって現場到着時間が短縮します。

(2) 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

消防の広域化によって、豊明市消防本部及び長久手市消防本部は新たな消防力を得ることで新たな消防力の運用が可能となります。

尾三消防本部は、豊明市及び長久手市の署所から近い地域について、初動部隊の到着時間の短縮によって初動体制が強化されます。

また、全市町において、新たな消防力を得ることによって、大規模又は同時発生火災、救急事案への出場態勢が強化されます。

さらに、近年の救急活動の高度化により、救急隊を支援する支援隊の出場が増加していることから、消防の広域化によって支援隊（ポンプ隊）の増加により迅速な救急救命活動が可能となり、地域住民の救命率の向上につながります。

2 人員配置の効率化と充実

(1) 現場活動人員の増強

本部機能の統合により現場活動人員の増強が可能となります。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

消防の根幹である予防業務の充実が課題とされる中、各消防本部の予防職員の統合によって、予防業務の専従化及び知識の共有が可能となり、防火対象物等に対する指導強化及び危険物施設に関する規制、違反処理事務を行う体制づくりを強化できます。

救急業務については、救急救命士数の増大により救急隊員資格の平準化を図ることが可能となります。また、救急隊員の教育を一元化することで、救急隊の技能レベルの均衡を保つことが可能となり、救急サービスの向上につながります。

3 消防体制の基盤の強化

(1) 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実及び効率化

広域化に伴うスケールメリットにより、消防資機材等の購入単価を低減することができ、1 消防本部では整備が困難だった高度な消防資機材も、広域化により計画的に整備することができます。

また、現在は、各消防本部が所有する優れた訓練施設を広域化により多数の消防部隊の訓練に提供することができます。

(2) 人事異動・研修の充実などの組織の活性化

職員数の拡充によって、職員の研修出向を可能とし、より高度で専門的な知識、技術の習得や消防職員としての資質の向上を図ることができます。

また、国が推進する女性職員の拡充や働き方改革を受け、ワークライフバランスなどの労働環境の充実といった観点から、休暇要員の確保などの課題に対し、対応を検討することができます。

4 今後の消防体制の整備方策

今後の消防体制の整備方策については、上記の検討結果から、現状の署所、車両配置のまま広域化することによって、本調査から得られた運用効果を発揮し、住民サービスの向上と大規模火災や同時多発の火災、救急事案に対応する消防力の強化を図っていくことが可能であると考えられます。さらには、組織の拡大により、警防業務・予防業務の能力向上及び研修・訓練の充実によって、消防業務の質の向上を図っていくことも十分に可能です。

このことから、平成30年4月1日付けで想定される人員を基に、現状の消防力のまま広域化した場合の人員配置を、事務部門、予防部門、指令部門及び警防部門について算定(休暇取得のための人員措置係数1.5は、考慮しない。)した結果、表3-3のとおりとなりました。

また、広域化のスケールメリットを生かした消防力の平準化や効率化の観点から、運用効果とのバランスを取りながら、人員配置並びに消防車両、施設の更新及び維持管理経費の削減についての検討が可能であると考えられます。

いずれも、中長期的な視点に立ち、地域の実情に見合った広域消防の総合的な運営を判断していくことが重要です。

表3-3 現状の消防力のまま広域化した場合の人員配置案

現在の人員配置

部門	消防本部	運用人員 (1当務)	運用人員 小計 (3交替制) A	毎日勤務 人員 B	3本部 合計 C=A+B	
事務部門	尾三消防組合 尾三消防本部	—	—	21	40	
	豊明市消防本部	—	—	11		
	長久手市消防本部	—	—	8		
予防部門	尾三消防本部	1	3	3	28	
	署予防	日進消防署	—	—		4
		みよし消防署	—	—		4
		東郷消防署	—	—		3
	豊明市消防本部	—	—	5		
	長久手市消防本部	—	—	6		
指令部門	尾三消防本部	3	9	1	19	
	豊明市消防本部	1	3	2		
	長久手市消防本部	1	3	1		
合 計					87	

広域化時の人員配置(案)

消防本部	運用人員 (1当務)	運用人員 小計 (3交替制) A'	毎日勤務 人員 B'	3本部 合計 C'=A'+B'	広域化前後 の差分 C'-C
広域消防組合 広域消防本部	—	—	26	26	-14
広域消防本部	1	3	5	32	4
署予防	日進消防署	—	5		
	みよし消防署	—	5		
	東郷消防署	—	4		
	豊明消防署	—	5		
長久手消防署	—	5			
広域消防本部	6	18	2	20	1
合 計				78	-9

部門	消防本部	運用人員 (1当務)	運用人員 小計 (3交替制) A	毎日勤務 人員 B	3本部 合計 C=A+B	
警防部門	特別消防隊	10	30	2	32	
	日進消防署	西出張所	4	12	1	44
		みよし消防署	10	30	1	
	南出張所	南出張所	4	12	1	44
		東郷消防署	10	30	1	
	豊明市消防署	南部出張所	4	12	1	53
		長久手市消防署	16	48	1	
		合 計				

消防本部	運用人員 (1当務)	運用人員 小計 (3交替制) A'	毎日勤務 人員 B'	3本部 合計 C'=A'+B'	広域化前後 の差分 C'-C	
特別消防隊	11	33	2	35	3	
日進消防署	西出張所	4	12	1	44	0
	みよし消防署	10	30	1		
南出張所	南出張所	4	12	1	44	0
	東郷消防署	10	30	1		
豊明消防署	南部出張所	4	12	1	53	0
	長久手消防署	16	48	1		
	合 計					

※運用人員は、広域化前の各消防本部の運用人員を基本として試算

人員総合計	340
-------	-----

人員総合計	334
-------	-----

定年退職及び市役所へ帰任6名

第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

第1 基本的事項

1 広域化の方式

「一部事務組合」方式とする。

広域化の方式として、一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式を検討した結果、広域連合方式については、事務的難易度が高いこと。事務委託方式については、4市1町が対等な立場での消防の広域化という趣旨に反することから、現尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる一部事務組合方式が最も合理的であると決定しました。

2 共同処理事務

広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務は除く。)
- (2) 火薬類取締法に基づく事務
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

現在の尾三消防組合が共同処理している事務を基本とするとの共通認識のもと、消防団及び消防水利に関する事務の取扱いについて検討した結果、上記のとおりとし、消防団及び消防水利に関する事務については、構成市町が事務を執ることとなるため、相互の協力体制を確立してまいります。

3 広域化のスケジュール

広域化の期日を平成30年4月1日とする。

消防広域化の推進期限である平成30年4月1日を目標期日として定め、計画的に協議を進めるとともに速やかに広域化を図ります。

4 組合・消防本部の名称

広域化時は、現在の尾三消防組合・尾三消防本部を継承し、組合の名称については、広域化後に新たな組織で検討する。



第2 組織

1 消防本部の位置

現在の尾三消防本部（愛知県東郷町大字諸輪字曙18番地）を広域化後の消防本部の位置とする。



－現在の尾三消防本部－



2 消防本部・消防署の組織

消防組合に組合事務局及び消防本部を置く。

組合事務局は、管理者直轄の上、消防本部と並立した組織とし、組合事務局に総務課を置く。

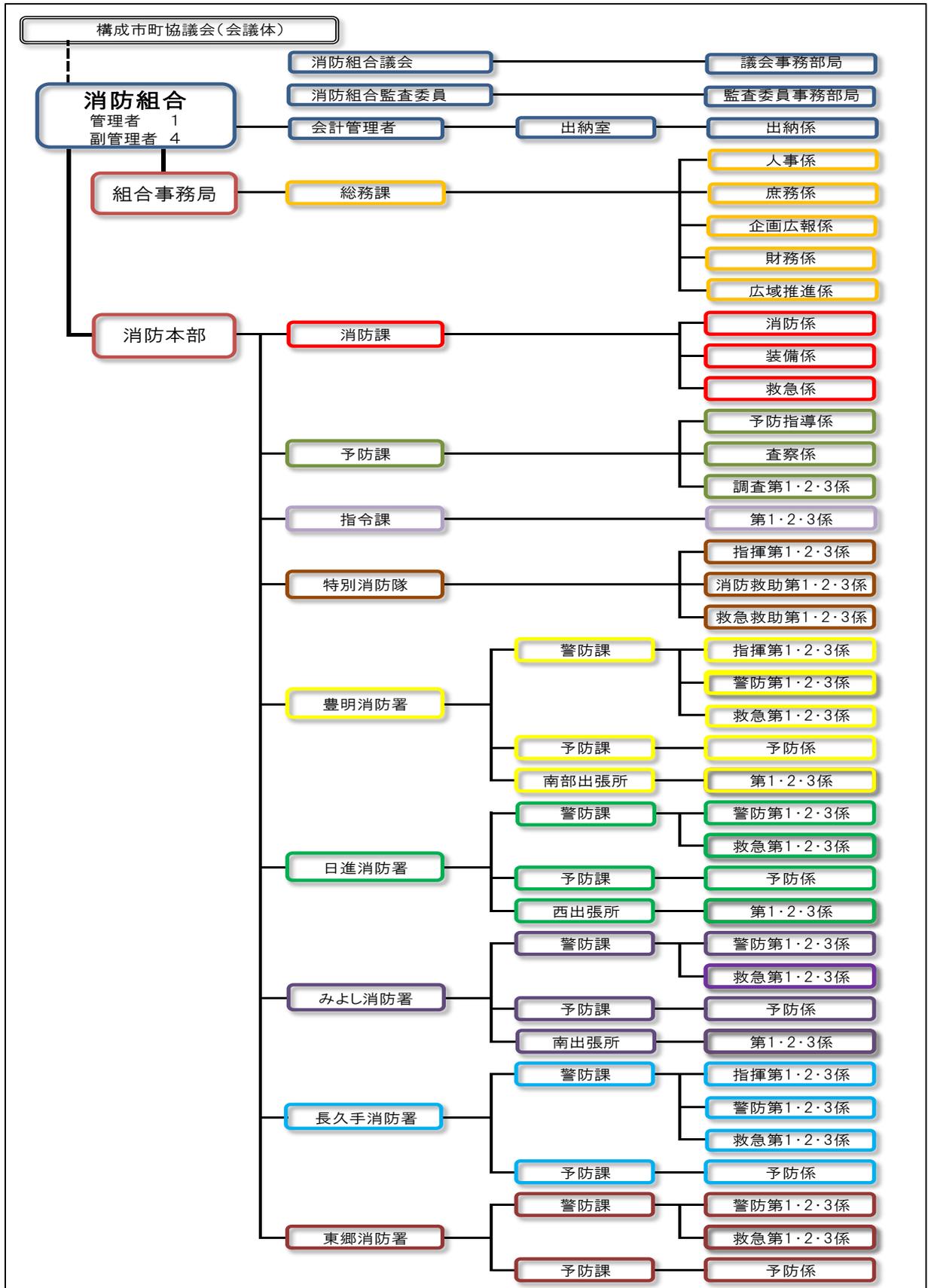
消防本部は、1本部、5消防署、3出張所とし、消防本部に消防課、予防課、指令課及び特別消防隊を置き、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に警防課、予防課及び出張所を、東郷消防署及び長久手消防署に、警防課及び予防課を置く。

消防組合の運営に関する統制機能を十分に果たすため、構成市町の首長で構成する「協議会」を新たに設置する。この協議会では、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の協議を行うこととする。

なお、「協議会」の協議事項について検討調整を行うため、構成市町の担当部局の部課長で組織する「担当部課長会議」を設置する。

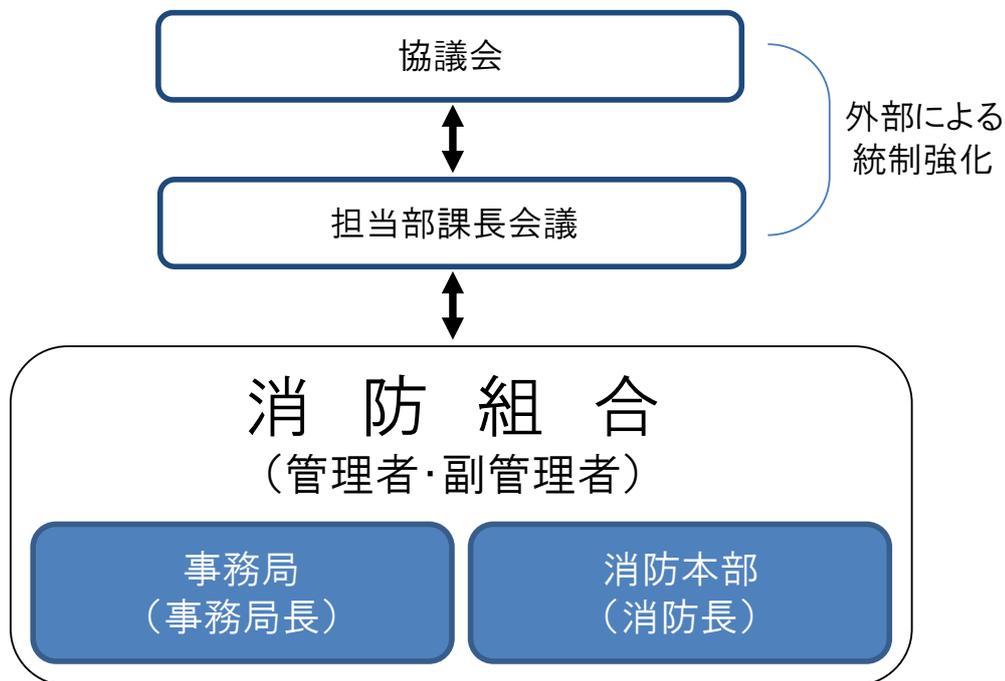
第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

－ 広域化後の組織図－



第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

ー構成市町による統制機能イメージー



1 協議会

構成	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町の各首長
----	---------------------------

2 担当部課長会議

構成	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町の企画、財政、消防部局の各部長及び課長
----	--

3 所掌事務

所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要な計画の策定又は改廃に関する事。 2 規約の改廃に関する事。 3 予算、決算に関する事。 4 消防力整備計画に関する事。 5 条例の制定又は改廃に関する事。 6 組合構成市町村の相互の連絡調整に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に重要な事項と認めるものに関する事。
------	---

3 消防本部の権限

広域化に伴う管轄区域及び組織の拡大によって、住民サービスが低下することのないよう、現在の尾三消防本部の例を基本に新たに加わる豊明市及び長久手市の消防署においても許認可や各種申請・届出の処理ができることとする。

4 部隊運用等

現在の尾三消防本部警防規程に基づく災害種別毎の出動車両及び出動車両数を基本とする。

例：尾三消防本部警防規程に規定する火災出動体制

火災出動種別		出動区分						
		第1次出動	第2次出動	第3次出動				
建物火災	一般建物火災で、下欄に掲げる火災以外の火災	普通車	4	普通車 1	普通車 3			
		水槽車	2			化学車 1		
		救助工作車	1				水槽車 1	
		指揮車等	2					梯子車(特命) 1
		調査車	1					
中高層建物火災	地階を除く階数が、3以上又は10メートル以上の建築物の火災	普通車	4	普通車 1 梯子車(特命) 1	普通車 3			
		水槽車	2			化学車 1		
		救助工作車	1				梯子車 1	
		梯子車	1					
		指揮車等	2					
調査車	1							
危険物施設火災	化学工場、危険物施設等の火災	化学車	1	普通車 1 搬送車 1	普通車 3			
		普通車	4			水槽車 1		
		水槽車	2				指揮車等 1	
		救助工作車	1					
		梯子車	1					
指揮車等	2							
調査車	1							
林野火災	林野の火災	普通車	4	普通車 1	普通車 3			
		水槽車	2			化学車 1		
		指揮車等	2				水槽車 1	
		調査車	1					
車両火災	車両の火災	普通車等	2	普通車 2 水槽車 1	必要車両			
		水槽車	1					
		調査車	1					
その他の火災	その他の火災							

5 指令センター運用

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センターを新組織の指令課として運用する。

人員については、新組織決定後に調整することとするが、現在の指令センターの人員（19名）を維持する。ただし、指令業務の安定運用を考慮すると、指令課長以下20名体制（日勤2名、交替勤務員18名）が望ましいと考える。



6 署所配置

広域化時の消防署所の配置(位置)は、「消防力適正配置等調査」の結果、現在の配置が概ね良好とされていることから、現状の位置を維持するものとする。

なお、将来において、各市町の人口推移、社会情勢に著しい変化(大規模開発等)が生じた場合は、消防需要の変化に十分配慮して署所の配置を検討する。



7 消防署等の名称

消防署の名称は、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署及び長久手消防署とする。出張所の名称は、日進消防署西出張所、みよし消防署南出張所、豊明消防署南部出張所とする。

旧名称		新名称	
尾三消防本部		尾三消防本部	
	日進消防署		日進消防署
	西出張所		西出張所
	みよし消防署		みよし消防署
	南出張所		南出張所
	東郷消防署		東郷消防署
豊明市消防本部		豊明消防署	
	豊明市消防署		南部出張所
	南部出張所		
長久手市消防本部		長久手消防署	
	長久手市消防署		

8 消防署所の管轄区域

広域化時の消防署所の位置を基本に、それぞれ所在する市町の行政区域を管轄区域とする。

出動区域は、出動区分別に、市町境界に関係なく災害地点に最も近い署所からの出動を原則に指定することとする。

また、愛知県下高速道路における消防相互応援協定に定める高速道路区間についても同様とする。

9 勤務形態及び勤務時間

現在の尾三消防組合の例に統合する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。

毎日勤務者及び変則毎日勤務者は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務とする。

第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

交替制勤務者は、勤務・非番・週休を繰り返す単純3交替制とし、勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの1勤務あたり15時間30分とする。

交替制勤務者の勤務シフト(単純3交替制)

日 係	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1 係	当	非	日	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	週
2 係	週	当	非	週	当	非	週	当	非	日	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非
3 係	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	週	当	非	日	当	非	週	当

※3週間を1単位とし7勤務(15時間30分)と1日勤(7時間45分勤務)

交替制勤務者の勤務時間の割振り

8:30	12:00	13:00	17:15	18:15	21:30	22:00	6:00	8:30
勤務 3時間30分	休憩 1時間	勤務 4時間15分	休憩 1時間	勤務 3時間15分	休憩 30分	勤務 2時間	勤務 2時間30分	
						仮眠時間 6時間		

勤務時間合計 15時間30分

10 職員定数

平成29年4月1日現在の尾三消防組合、豊明市及び長久手市の消防職員の条例定数の和(352人)をもって広域化時の消防職員定数とする。

なお、広域化後に定員適正化計画を策定し、適正な実配置人員を決定していく。

11 採用計画

新組織の定員適正化計画に基づき職員の採用計画を決定する。

なお、広域化当初に係る当面の採用計画については、広域化前に策定する。

12 職員配置

事務部門の統合により効率化された人員を警防部門及び予防部門へ配置することにより、現在の消防体制と比較して消防力（警防・予防）が向上するよう充実強化を図るものとする。

なお、新組織における当面の職員配置計画は、広域化前に策定する。

13 議員定数

対等な立場での消防の広域化であることを踏まえ、構成市町を同じにする愛知中部水道企業団の議員定数と同様に、各構成市町から3人とした15名をもって定数とすることが、望ましいと考える。

－ 組合議員構成 －

組合構成市町	議員数		組合構成市町	議員数
日進市	4人	➡	日進市	3人
みよし市	4人		みよし市	3人
東郷町	4人		東郷町	3人
			豊明市	3人
			長久手市	3人
合計	12人		合計	15人

14 議員選挙方法

構成市町の議員選出方法によって選出する。

15 議会運営

議会運営については、現尾三消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。

議会運営委員会の委員数は、5人とし、各市町1人を選出するのが望ましいと考える。

16 監査委員

監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「議員選出」及び「識見を有する者」からそれぞれ1名ずつとする。

なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町の推薦によって選出されることとし、「議員選出」として選出される監査委員は、組合議会議員の中から選出することとする。

17 公平委員会

愛知県に公平委員会の事務を委託することとする。

第3 人事管理等

1 任用

現在の豊明市及び長久手市の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。

なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

2 給料

使用する給料表は、行政職給料表（一）とし、8級制とする。

広域化時の給料は、職責に応じた級に格付けの上、広域化直前に支給されていた各職員の給料月額を基礎として、不利益が生じないよう号給を決定する。決定にあたっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に格付けることを原則とし、平等取扱いの観点から調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、豊明市消防職員の給料調整額については、5年間の経過措置を設ける。経過措置は、平成30年3月31日時点の給料額（調整給を含む。）を現給保障額として取り扱うものとし、その費用は、豊明市が負担をする。

3 諸手当等

(1) 諸手当の基本的な考え方

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）とする。

決定にあたっては、国の基準及び現在の尾三消防組合の制度に基づき決定する。

(2) 広域化後の諸手当

ア 扶養手当

現尾三消防組合の制度に統一する。

第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

- イ 住居手当
現尾三消防組合の制度に統一する。
- ウ 通勤手当
国の制度に統一する。
- エ 期末勤勉手当
現尾三消防組合の制度に統一する。
- オ 時間外勤務手当
係員、主任、主査、係長及び課長補佐を支給対象とする。
- カ 管理職手当
現尾三消防組合の制度に統一する。
- キ 管理職員特別勤務手当
現尾三消防組合の制度に統一する。
- ク 特殊勤務手当
現尾三消防組合の制度に統一する。
- ケ 地域手当
現尾三消防組合の制度に統一する。

4 職名及び階級

(1) 職名及び階級

現在の尾三消防本部の職名及び階級に統一する。

－職名及び階級－

職 名	階 級
消 防 長	消防正監
参 事・次 長	消防監
消防署長・消防本部課長・隊長	消防監又は消防司令長
専門監・副署長・指揮監	消防司令長
主幹・署課長・出張所長	消防司令
課長補佐	消防司令又は消防司令補
係長・主査	消防司令補
主任・係員	消防士長
係 員	消防副士長又は消防士

(2) 職位と階級の引継ぎ

豊明市及び長久手市の職員にあつては、新たに組合消防に任用されることとなるので、前歴を考慮し、現尾三消防組合の職制に合わせて、然るべき職名及び階級を付与する。

ただし、他の職員との均衡上、特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。

なお、広域化時の職名及び階級については、原則として広域化前の職名及び階級を保障するものとする。

5 教育訓練・研修等

現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。

6 貸与物品

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまで、又は、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。

第4 施設整備

1 消防力整備計画

広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを目的とした消防力整備計画を広域化後早期に策定する。

なお、新組織における当面の消防車両等の整備計画については、広域化前に策定する。

2 通信施設

通信施設の機器は、現行の施設（指令センター、各署所及び車両の指令系機器並びに無線機器）を継続して使用することとし、広域化に対応するための指令系機器及び無線機器のプログラム改修については、必要最小限の範囲で行うこととする。

なお、現在、豊明市消防本部及び長久手市消防本部が運用している通信施設（愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム等）は尾三消防本部に統合し運用する。

3 消防水利

水利事務については、構成市町の所管とする。

豊明市及び長久手市については、水利事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。

4 電算システム

現在の尾三消防組合のシステムを基本に豊明市及び長久手市に必要なクライアント数を追加して環境整備を行うこととする。

なお、ネットワーク回線については、現在の署所間ネットワークを活用して構築することとする。

第5 財政・財産

1 経費の負担方法

経費の負担方法については、広域化後3年間は、各消防本部の常備消防に係る公債費を除く経常経費の平成28年度決算額の比率を基に各構成市町が負担することとし、経費の著しい増額を抑制する。

広域化後4年目以降は、指標による按分に変更することとし、按分する指標については、均等割・面積割・直近3年間の救急件数割・消防費に係る基準財政需要額割の4つを用いることとする。

ただし、各指標の比率については、広域化後に各市町の情勢等を踏まえ協議のうえ決定する。

なお、各比率によって負担することが不適当な経費が生じた場合は、協議のうえ負担方法を決定する。

2 財産の取扱い

豊明市及び長久手市の常備消防に関する消防施設、消防車両、資機材等については、新組織に無償譲渡することを基本とし、消防用地については、各市の所有とし新組織に無償貸与する。

ただし、無償譲渡とした財産に関する大規模な修繕等、通常の維持管理の範囲を超える取扱いについては、その都度、協議する。

3 債務の取扱い

広域化前の債務は新組織に引き継がないこととする。広域化後の債務は新組織が負担することとする。

第6 消防団との連携確保

1 消防団との協力体制

消防団が行う訓練等については、各消防署が支援することとする。

消防団の関係する行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、各消防署が支援する。

また、広域化後にあっては、各構成市町の消防団担当部局へ組合職員を派遣することとする。特に、豊明市及び長久手市については、市役所が初めて行う事務であるため、連携体制を強化することとする。

尾三消防連絡協議会について、再編を行う。

2 消防団との災害時の連携

災害時の消防団の出動要請は、各構成市町の消防団担当部局を通して要請することとし、現場活動については、各消防署が対応することとする。各市町が整備している消防団の通信機器等については、継続使用する。

第7 防災・国民保護部局との連携確保

1 災害対策本部との連携

現在の尾三消防組合の体制に統合し、各市町の災害対策本部設置時に消防連絡員を派遣し、各地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。

なお、災害の規模等により臨機応変に対応できるよう検討する。

2 防災部局との連携

各構成市町の防災部局に職員（消防団事務兼務）を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町関係部局とより密接な連携体制を構築する。

また、各市町の防災会議及び国民保護協議会の委員について、広域化前に調整する。

第8 消防協力団体との連携確保

消防協力団体との連携については、次のとおりとする。

(1) 危険物安全協会

現在の各団体の事業を継続することとし、広域化後の各危険物安全協会に係る事務は、尾三危険物安全協会は消防本部予防課、豊明市危険物安全協会は豊明消防署予防課、長久手市危険物安全協会は長久手消防署予防課が所管する。

(2) 女性防火団体等

現在の豊明市女性防火クラブ、長久手市女性消防クラブ及び長久手市キッズ消防団の事務は、各市役所担当部局が所管する。

ただし、各団体の行事等で消防機関の協力が必要な場合は、全面的に支援する。

(3) 少年消防クラブ

各構成市町の少年消防クラブの事務は、消防本部予防課が所管し、事業費については新組織において予算化する。

(4) 救急関係団体

現在の各消防本部が所管している救急関係団体（応急手当普及ボランティア）の事務は、消防本部消防課が所管する。

なお、東名古屋地区救急業務連絡協議会については、広域化と同時に解散するが、医療機関との連携は継続する。

第9 補助金・交付金等

広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金のうち、新組織が所管する各危険物安全協会については、広域化前の金額をもって新組織が引き継ぐこととし、所管しない女性防火団体については、各構成市町の担当部局が対応するものとする。

なお、補助金及び交付金は、その効果や社会情勢を踏まえ、毎年見直しを行うものとする。

消防広域化の検討体制と経過

第1 検討体制

尾三消防組合、豊明市及び長久手市の消防広域化を検討するに当たり、任意の協議会「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）」を設置しました。

各消防本部の体制は、これまでの長い歴史の中で培われた体制であり、一部事務組合と単独市の広域化のため、異なる部分も多く、詳細な調査、研究が必要であったため、協議会に付すべき事項に関する協議及び調整を行うために、協議会の構成組織として幹事会、専門部会及び分科会を設置し、慎重に協議を進めてきました。

表1 協議会の概要

1 名称	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会	
2 設置目的	消防の体制の整備及び確立を図るため、消防の広域化に関する協議を行うことを目的とする。	
3 参画構成団体	尾三消防組合（日進市、みよし市、東郷町）・豊明市・長久手市	
4 設置年月日	平成28年4月12日	
5 主な事務	(1) 消防広域化に係る調査及び研究に関すること。 (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成に関すること。 (3) その他消防広域化の検討に関すること。	
6 委員構成	4市1町の長、4市1町の議会議長、尾三消防組合議会議長及び参与 計12名	
7 構成組織	幹事会	○協議会に付すべき事項に関する協議及び調整 《構成》 4市1町の副市長及び副町長、各消防本部消防長、尾三消防組合の書記長・会計管理者、4市1町の消防担当部長、アドバイザー 計19名
	専門部会	○幹事会への報告・協議事項等の提案 《構成》 各消防本部消防長、尾三消防組合の書記長・会計管理者、4市1町の担当部長及び課長 計10名
	分科会	○実務担当者間における協議事項の刷り合わせ 《構成》 (1) 総務部会（人事・給与、例規） 21名 (2) 財務部会（財務） 12名 (3) 消防部会（予防、指令、警防、救急、救助） 67名 計100名
	事務局	○協議会全体の調整・関係機関との調整 尾三消防本部総務課内に消防広域化推進室を設置 事務局長、室長、係員3名 合計5名

第 2 経過

平成18年6月	消防組織法の一部改正 消防広域化を推進することとされ、国に対し消防広域化基本指針を定めること、都道府県に対し広域化推進計画策定することとされた。
平成20年3月	愛知県計画の策定 愛知県内を8ブロックに分けた県の推進計画が策定された。尾三消防組合（日進市、みよし市、東郷町）、豊明市及び長久手市は、瀬戸市、尾張旭市を含む枠組みである尾張東部ブロックに位置付けられた。
平成20年8月	尾張東部地区広域化研究会の立上げ 消防広域化の「調査研究」を目的とした尾張東部広域化研究会の立ち上げ。尾三消防組合、豊明市、長久手市も参加。
平成22年度	尾張東部地区広域化研究会の方向性確認 研究会で抽出された課題等について、解決に向けた各自治体の足並みが揃わず、調査研究を一旦終息する方向で決議した。
平成25年 4月1日	消防通信指令事務の共同運用を開始 尾三消防組合、豊明市及び長久手市が共同して高機能消防指令システムと県下初の消防救急デジタル無線設備を整備し、災害通報受付や出動指令業務の共同運用を開始する。
平成27年 10月28日	豊明市から広域化に向けた検討の打診 豊明市が尾三消防組合に対し、消防広域化に向けた検討を打診し、承諾のもと検討が開始される。
平成28年 2月24日	長久手市から広域化に向けた検討への参加の打診 長久手市が、尾三消防組合及び豊明市に消防広域化に向けた検討への参加を打診し、承諾される。
平成28年 3月28日	県知事から消防広域化重点地域に指定 愛知県知事から、日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市が消防広域化重点地域に指定される。
平成28年 4月12日	広域化協議会の設置、協議の開始 広域化協議会設立会議を開催し、協議会規約が承認される。設置された尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にて、協議が開始される。
平成29年 10月20日	広域消防運営計画策定に係る協議経過 (1) これまでの会議開催状況 ○ 協議会 : 6回 ○ 幹事会 : 7回 ○ 専門部会 : 14回 [合同部会2回を含む。] ○ 分科会 : 24回 (2) 検討経過 協議事項128項目中、重要事項40項目を含む全ての項目の協議が終了する。 今後は、広域化までの間に、消防事務の共同処理に関する事項など新たに協議が必要となる案件や協議項目の実施詳細について、継続して協議を行う。

